

議 事 録

会議の名称	平成29年度登米市農業委員会第5回総会
開催日時	平成29年8月25日（金） 午前10時 開会 午後2時20分閉会
開催場所	中田庁舎3階 旧議場
議長の名氏	高橋 清範 会長
出席者 （委員） の氏名	1番 尾 張 勝 2番 鈴 木 巖 3番 田 島 幹 雄 4番 豊 澤 啓 司 5番 芳 賀 秀 二 6番 柴 崎 専 一 7番 佐々木 まき子 8番 阿 部 静 男 9番 二階堂 紀 一 10番 佐 藤 久 順 11番 佐 藤 幸 治 12番 秋 山 耕 13番 松 野 秀 郎 14番 上 野 栄 公 15番 阿 部 晃 徳 16番 門 馬 一 郎 17番 岩 淵 勉 18番 小野寺 義 幸 19番 櫻 井 利 光 20番 三 塚 芳 毅 21番 浅 野 和 宏 22番 鈴 木 泰 子 23番 五十嵐 幸 喜 24番 高 橋 清 範 (<input type="checkbox"/>)は、欠席委員 (<input type="checkbox"/>)は、遅参)
事務局職員 職 氏 名	説明員：農業委員会事務局 事務局長 佐藤真吾、事務局次長 芳賀勝弘、局長補佐 菅原克美 局長補佐 蛇好芳則、農地管理係 主査 菊地泰弘、主査 千葉 暢、主査 鎌田智之、主査 菅原貞治 書記：農業委員会事務局 局長補佐 蛇好芳則
議 題	報告第5号 農地法第18条第6項の規定による届出について 報告第6号 使用貸借権の合意解約について 報告第7号 農地の現状変更届出について 報告第8号 農地基本台帳新規（補正）登載申請について 報告第9号 農地法第3条の規定による許可書の返納について 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第33号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について 議案第36号 非農地証明願について 議案第37号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について 議案第38号 農地利用状況調査に伴う非農地の判断について 議案第39号 農地利用最適化推進委員の委嘱について 議案第40号 農地等の利用の最適化の推進に関する指針について 議案第41号 登米市男女共同参画審議会委員の選任について

<p>会 議 結 果</p>	<p>議案第 32 号 申請のとおり許可することに決定した。 議案第 33 号 許可相当と意見を付すことを決定した。 議案第 34 号 許可相当と意見を付すこととするものの、進行番号 1 番、6 番については顛末書を提出させることとした。 議案第 35 号 許可相当と意見を付すこととするものの、進行番号 2 番、9 番、12 番については、顛末書を提出させることとした。 議案第 36 号 願出のとおり証明することを決定した。 議案第 37 号 原案のとおり決定した。 議案第 38 号 原案のとおり決定した。 議案第 39 号 原案のとおり承認した。 議案第 40 号 原案のとおり決定した。 議案第 41 号 7 番佐々木まき子委員を選任することとした。</p>
<p>会議の概要</p>	<p>下記のとおり</p>
<p>会 議 資 料</p>	<p>平成 29 年度登米市農業委員会第 5 回総会資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 議案書 ・ 議案書 (その 2) ・ 議案書説明資料 ・ 農地法第 3 条調査書 ・ 議案第 38 号資料 ・ 議案第 40 号資料
<p>発 言 者</p>	<p>議 題 ・ 発 言 ・ 結 果</p>
<p>議 長 (高橋会長)</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p> <p>議 長</p>	<p>・あいさつ</p> <p>・議案説明のための出席説明員及び書記の報告</p> <p>日程第 1、「議事録署名委員の指名」をおこないます。議事録署名委員の指名は会議規則第 38 条第 2 項の規定により、3 番 田島幹雄 委員、4 番 豊澤啓司 委員を指名します。</p> <p>日程第 2、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りします。本総会の会期を本日 1 日間としたいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声あり。 ></p> <p>異議なしと認めます。したがって会期は本日 1 日と決定しました。</p> <p>日程第 3、報告第 5 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による届出について」を議題とします。</p>

議 長	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第5号「農地法第18条第6項の規定による届出について」の報告を終わります。</p> <p>日程第4、報告第6号「使用貸借権の合意解約について」を議題とします。</p> <p>< 事務局説明 ></p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第6号「使用貸借権の合意解約について」の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第5 報告第7号「農地の現状変更届出について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第7号「農地の現状変更届出について」の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第6 報告第8号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第8号「農地基本台帳新規（補正）登載申請について」の報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第7 報告第9号「農地法第3条の規定による許可書の返納について」を議題とします。</p>

<p>議 長</p>	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これで、報告第9号「農地法第3条の規定による許可書の返納について」の報告を終わります。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第8 議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p> <p>4番 豊澤啓司 委員</p>
<p>4番委員</p>	<p>登米市農業委員会第1分科会に係る現地確認調査は、平成29年8月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。</p> <p>農地法第3条の進行番号2番については、別紙議案説明資料1ページから8ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、これまでも賃貸借権の設定をしており、賃借人であった栗原市築館に居住する譲受人が、迫町新田地内の対象農地を、譲渡人である破産管財人弁護士から譲り受け、耕作を行うものです。</p> <p>譲受人は、今回取得する農地29アール、自作地747アール、借入地43アールと併せて営農を行うものです。農機具等も全て揃っており、地域と協力しながら耕作するとのことであり、許可については妥当との意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成29年8月25日</p> <p>現地調査委員 4番 豊澤啓司 委員 6番 柴崎専一 委員 7番 佐々木まき子 委員</p>
<p>議 長</p>	<p>調査報告が終わりました。</p> <p>地域との調和要件については、担当委員に対し事前に資料を送付し、確認して</p>

	<p>いただくことにはしておりましたが、支障等について発言をお願いします。ございませんか。</p> <p>< 進行番号 1 番、5 番、6 番について支障なしの声あり。 ></p>
議 長	<p>地域との調和要件について支障等はないようですので、これより一括での質疑を行います。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>< 質疑なしの声あり。 ></p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 32 号を採決します。</p> <p>本案は申請のとおり許可することに、ご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 32 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定しました。</p>
議 長	<p>日程第 9 議案第 33 号「農地転用事業計画に対する意見の決定について」を議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。4 番委員。</p>
4 番委員	<p>農地転用事業計画変更承認申請の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 9 ページから 12 ページに記載されているとおりです。</p> <p>南方町新大岳前地内で、農作業場を建設することで、転用が許可されている事業の計画変更です。</p> <p>当初の計画では、農作業場を建設する計画でありましたが、資材購入の遅れ、建設業者の日程がつかないことにより、工期に変更が生じたもの、また、併せて新たにビニールハウスを建設することにより、面積に変更が生じたものです。</p> <p>転用許可後、資材購入の遅れ、建設業者の日程がつかないことによる工期の変更、また、併せて新たにビニールハウスを建設することによる面積の変更であり、</p>

	<p>転用目的等に変更はないものであることから、変更承認はやむを得ないとの意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成 29 年 8 月 25 日</p> <p>現地調査委員 4 番 豊 澤 啓 司 委員 6 番 柴 崎 専 一 委員 7 番 佐々木 まき子 委員</p>
<p>議 長</p>	<p>調査報告が終わりました。これより質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>< 質疑なしの声を確認 ></p> <p>これで議案第 33 号の質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 33 号を採決します。</p> <p>本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 33 号「農地転用事業計画変更承認申請に対する意見の決定について」は、許可相当との意見を付し、知事に送付することにいたします。</p> <p>日程第 10 議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」</p> <p>日程第 11 議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決定について」を一括議題とします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>ここで、10 分間休憩します。</p> <p>< 休 憩 ></p>
<p>議 長</p>	<p>再開します。休憩前に引き続き会議を始めます。</p> <p>ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。</p>

<p>4 番委員</p>	<p>先に第 1 分科会区域の報告をお願いいたします。</p> <p>農地法第 4 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 13 ページから 15 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に牛舎及び堆肥処理施設を整備するもので、農地区分としては、農用地域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しましたが、既に簡易牛舎及びパドックが整備され、利用されていることから、この取り扱いについて各委員のご意見をお願いしたいと思います。</p> <p>進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 16 ページから 18 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 3 番については、別紙議案説明資料 19 ページから 21 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に車庫兼物置を設置するもので、農地区分としては、第 1 種農地で原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、既存施設を拡張するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 4 番については、別紙議案説明資料 22 ページから 24 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に賃貸住宅を建築するもので、農地区分としては、第 1 種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>農地法第 5 条の進行番号 1 番については、別紙議案説明資料 34 ページから 36 ページに記載されているとおりです。</p> <p>申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第 3 種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。</p> <p>進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 37 ページから 39 ページに記載さ</p>
--------------	--

れているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しましたが、既に砂利が敷かれ、利用されていることから、この取り扱いについて各委員のご意見をお願いしたいと思います。

進行番号3番については、別紙議案説明資料40ページから42ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に貸家3棟を新築するもので、農地区分としては、市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、都市計画区域の用途地域内である、第3種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号4番については、別紙議案説明資料43ページから45ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号5番については、別紙議案説明資料46ページから48ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に自家・来客用駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料49ページから51ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、住宅が連たんしており、おおむね500m以内に鉄道の駅がある、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号7番については、別紙議案説明資料52ページから54ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に本宅への通路を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、既存施設を拡張するものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号8番については、別紙議案説明資料55ページから57ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電施設を設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号9番については、別紙議案説明資料58ページから60ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に農機具置場を整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しましたが、既に農機具置場が整備され、利用されていることから、この取り扱いについて各委員のご意見をお願いしたいと思います。

進行番号10番については、別紙議案説明資料61ページから63ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に農作業場及びビニールハウスを整備するもので、農地区分としては、農用地区域内にある農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

平成29年8月25日

現地調査委員 4番 豊澤啓司 委員
6番 柴崎専一 委員
7番 佐々木まき子 委員

議長

次に、第2分科会区域の報告をお願いいたします。

1番 尾張勝 委員

1番委員

登米市農業委員会第2分科会に係る現地確認調査は、平成29年8月21日、午後1時30分から委員3名により、事務局職員の案内で実施いたしました。その調査結果について報告します。

農地法第4条の進行番号5番については、別紙議案説明資料25ページから27ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に畜舎を建設するもので、農地区分としては、第1種農地

で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号6番については、別紙議案説明資料28ページから30ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に物置及び車庫を整備するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、拡張部分の敷地面積が既存施設の敷地面積の2分の1以内での設置であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しましたが、既に物置及び車庫が建築され、利用されていることから、この取り扱いについて各委員のご意見をお願いしたいと思います。

進行番号7番については、別紙議案説明資料31ページから33ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に畜舎及びパドックを建設するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、用途区分が農業用施設用地である農地に農業用施設が建設されることから、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

農地法第5条の進行番号11番については、別紙議案説明資料64ページから66ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地を土砂採取場として一時使用するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、3年以内の一時転用で、転用における周囲への影響も見受けられず、土砂採取後は農地に復元するとのことで、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号12番については、別紙議案説明資料67ページから69ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に居宅を新築するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ではありますが、例外的に許可することができる、集落に接続して設置されるものであり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しましたが、既に砂利が敷かれて造成されていることから、この取り扱いについて各委員のご意見をお願いしたいと思います。

進行番号13番から19番については、別紙議案説明資料70ページから72ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に19年間の地上権を設定し、太陽光発電パネルを設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号20番については、別紙議案説明資料73ページから75ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に畜舎及び堆肥舎、パドックを建設するもので、農地区分としては、第1種農地で、原則的には転用許可ができない農地ですが、例外的に許可することができる、農業用施設であり、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号21番については、別紙議案説明資料76ページから78ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地を、進行番号13番から19番までの転用のための作業用地として一時転用するものです。工事期間のみの一時的な利用であり、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号22番については、別紙議案説明資料79ページから81ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に太陽光発電パネルを設置するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

進行番号23番については、別紙議案説明資料82ページから84ページに記載されているとおりです。

申請内容は、申請地に駐車場を整備するもので、農地区分としては、農業の公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断され、転用における周囲への影響も見受けられず、転用は妥当との意見で一致しました。

以上のとおり報告します。

平成29年8月25日

現地調査委員 2番 鈴木 巖 委員
3番 田島 幹雄 委員
1番 尾張 勝 委員

議長

2つの分科会より調査報告が終わりました。

これより、議案第34号、議案第35号について、一括して質疑を行います。

<p>議 長</p>	<p>質疑はありませんか。</p> <p>質疑が無いようですが、事前着工等の案件について、意見をいただきたいと思 います。</p> <p>< 顛末書の声あり ></p>
<p>議 長</p>	<p>顛末書の意見がありましたが、ほかに質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これで議案第 34 号、議案第 35 号の質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 34 号を採決します。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請に対する意見の決 定ついて」は許可相当との意見を付し、知事に送付するものの、進行番号 1 番、 6 番については、既に利用状況が変更されていることから、顛末書を提出させる ことにいたします。</p> <p>次に、議案第 35 号を採決します。 本案は、許可相当との意見を付すことに、ご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請に対する意見の決 定ついて」は許可相当との意見を付し、知事に送付するものの、進行番号 2 番、 9 番、12 番については、既に利用状況が変更されていることから、顛末書を提 出させることにいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 12 議案第 36 号「非農地証明願について」を議題とします。 事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。 ここで、現地調査員から調査結果の報告を求めます。 現地調査は、分科会区域毎に調査をしておりますので、先に第 1 分科会区域の</p>

<p>4 番委員</p>	<p>報告をお願いいたします。4 番委員</p> <p>非農地証明願の進行番号 2 番については、別紙議案説明資料 85 頁に記載されているとおりです。</p> <p>願出地は、現況が公共施設の用地となっていることから、利用状況調査の対象外であり、利用状況調査に基づいた願出ではないため、現地確認の対象となっております。</p> <p>現地を確認したところ、願出地については、昭和 51 年、旧県立米山高等学校開校時から、農業実習に必要な倉庫等を建設し、これまで施設の利用を行ってきました。非農地として既に 20 年以上経過しており、今後、市に売却され、移住・定住対策の具体的施策とする宅地造成事業を実施し、全 24 区画の宅地分譲が行われることから、再び農地として利用される可能性もなく、非農地であるとの意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成 29 年 8 月 25 日</p> <p>現地調査委員 4 番 豊 澤 啓 司 委員 6 番 柴 崎 専 一 委員 7 番 佐々木 まき子 委員</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、第 2 分科会区域の報告をお願いいたします。1 番委員</p>
<p>議 長</p>	<p>非農地証明願の進行番号 3 番は、説明資料 86 ページのとおり、登米町小島地内の申請です。</p> <p>願出地は、昭和 60 年より作付けはしておらず、山林化し、現在に至っております。再び農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であることから、非農地であるとの意見で一致しました。</p> <p>以上のとおり報告します。</p> <p>平成 29 年 8 月 25 日</p> <p>現地調査委員 2 番 鈴 木 巖 委員 3 番 田 島 幹 雄 委員 1 番 尾 張 勝 委員</p>
<p>議 長</p>	<p>2 つの分科会より調査報告が終わりました。</p> <p>農地利用状況調査結果に基づく非農地証明願については、調査時点において担当農業委員が現地を確認し、非農地である旨の判断をしていることから、現地調査は実施しません。</p>

<p>議 長</p>	<p>これより一括での質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>< 質疑なしの声を確認 ></p> <p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 36 号を採決します。 本案は、願出のとおり証明することに、ご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第 36 号「非農地証明願について」は願出のとおり証明することに決定しました。</p>
<p>議 長</p>	<p>日程第 13 議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 本案件については、所有権移転が 5 件、利用権設定が 5 件となっております。</p> <p>利用権設定の進行番号 1 番が 19 番 櫻井 利光 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律第 31 条」の規定に該当します。 したがって、審議の進め方につきましては、利用権設定の進行番号 1 番とそれ以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p> <p>異議なしと認めます。 よって、本議案の審議につきましては、利用権設定の進行番号 1 番とそれ以外の案件にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p> <p>はじめに利用権設定の進行番号 1 番についての審議に入ります。 本案件は 19 番 櫻井 利光 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、19 番 櫻井 利光 委員 の退席を求めます</p> <p>< 退席を確認 ></p>

<p>議 長</p>	<p>事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p> <p>説明が終わりました。 これより利用権設定の進行番号 1 番について質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>< 質疑なしの声を確認 ></p>
<p>議 長</p>	<p>質疑なしと認めます。 これで質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 37 号の利用権設定の進行番号 1 番を採決します。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p> <p>異議なしと認めます。よって、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の利用権設定の進行番号 1 番は原案のとおり決定いたしました。 19 番 櫻井 利光 委員 の入場を許可します。</p> <p>< 着席を確認 ></p>
<p>議 長</p>	<p>次に議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の委員に関する以外の案件について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。 これより一括で質疑を行います。 質疑はありませんか。 12 番 秋山 耕 委員</p>
<p>12 番委員</p>	<p>利用権設定の進行番号 3 番から 5 番の移転について、どうして、このように別の案件となったのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>これまで、利用権設定により農地を借り受けていた者が、経営移譲年金を受給するために、その後継者に経営移譲するにあたり、利用権設定により借り受けて</p>

<p>議 長</p>	<p>いた農地の利用権を後継者に移転するもので、当初の利用権設定期間の残期間について移転するものです。</p> <p>他に質疑はありませんか。 質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 37 号を採決します。 本案は原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。よって、議案第 37 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について」の委員に関する以外の案件は原案のとおり決定することにしました。</p> <p>昼食のため休憩いたします。(12:00)</p> <p>< 休 憩 ></p>
<p>議 長</p>	<p>再開いたします。(13:30) 休憩前に引き続き会議を開きます。</p> <p>日程第 14 議案第 38 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>本案件の進行番号 11 番が 14 番 上野 栄公 委員 に関する案件ですので「農業委員会等に関する法律第 31 条」の規定に該当します。 したがいまして、審議の進め方につきましては、進行番号 11 番とそれ以外の案件にそれぞれ分離して行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p>
<p>議 長</p>	<p>異議なしと認めます。 したがいまして、本議案の審議につきましては、進行番号 11 番とそれ以外の案件にそれぞれ分離して行うことに決定しました。</p> <p>はじめに進行番号 11 番についての審議に入ります。 本案件は 14 番 上野 栄公 委員 に関する案件ですので、「農業委員会等に関する法律」第 31 条の規定により、14 番 上野 栄公 委員 の退席を求めます</p>

<p>議 長</p>	<p>< 退席を確認 ></p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
<p>議 長</p>	<p>< 事務局説明 ></p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより議案第 38 号の進行番号 11 番について質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>< 質疑なしの声を確認 ></p> <p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p> <p>これから議案第 38 号の進行番号 1 1 番を採決します。 お諮りします、議案第 38 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の進行番号 11 番は、原案のとおり、非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p>
<p>議 長</p>	<p>< 異議なしの声を確認 ></p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第 38 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の進行番号 11 番は原案のとおり非農地として決定することにいたしました。 14 番 上野 栄公 委員 の入場を許可します。</p>
<p>議 長</p>	<p>< 着席を確認 ></p> <p>次に、議案第 38 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の委員に関する以外の案件について審議に入ります。 事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p> <p>説明が終わりました。</p> <p>これより議案第 38 号の委員に関する以外の案件について一括で質疑を行います。</p>

	<p>質疑はありませんか。 9 番 二階堂 紀一 委員。</p>
9 番委員	<p>先ほど説明のあった資料では「当該調査を行った年内」に判断するとされているが、「年内」とはいつまでなのか。</p>
事務局	<p>今回の案件については、平成 28 年度の利用状況調査結果に基づく非農地判定で、国からの通知では年内ということから年度末となる 3 月までに決定できればよろしいところですが、8 月からの利用状況調査とその結果取りまとめが 11 月までかかり、1 筆ずつの確認作業を行うことから相当の時間を要するため、翌年度へずれ込んでしまうこととなってしまいます。</p>
9 番委員	<p>利用状況調査で 6 判定となった農地が、非農地と判断されるまでの処理について、よく聞き取れなかったので、ゆっくり説明してください。</p>
議 長	<p>事務局に答弁を求めます。</p>
事務局	<p>昨年の利用状況調査結果の取りまとめが 10 月から 12 月にかけて行われ、すべての判定結果について精査しており、5 判定については利用意向調査、6 判定については非農地判断を行えるかどうかの判断を行います。このとき、はじめに現地の精査を行います。航空写真などで明らかに非農地と判断されるものは調査結果のみで判断いたしますが、写真で判断できないものについては現地調査を行い、明らかに非農地と判断できるかを確認します。その後、法務局からの登記事項証明書により、未相続となっていないか、登載事項と農地台帳に登録されている内容が合っているか、さらに、その土地が農振農用地では場整備などが行われた農地ではないかを確認します。</p> <p>その後、土地所有者に対して非農地判断を行うことについて事前にお知らせし、どうしても農地として利用するといった農地について除外し、今回の議案としております。</p>
議 長	<p>9 番委員</p>
9 番委員	<p>わかりました。</p> <p>なぜ、このような質問をしたかということ、当時の調査者のうち現在、農業委員として残っている委員は 3 割程度となっており、前任者が調査したものを新しい農業委員で判断しなければならない理由を聞きたかった。</p>
議 長	<p>ほかに、質疑ありませんか。</p> <p>< 質疑なしの声を確認 ></p>

議 長	<p>質疑なしと認めます。 これで、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>これから、議案第 38 号の委員に関する以外の案件を採決します。 お諮りします、議案第 38 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の委員に関する以外の案件は、原案のとおり、非農地として決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第 38 号「農地利用状況調査に伴う非農地の判断について」の委員に関する以外の案件は、原案のとおり非農地として決定することにいたしました。</p>
議 長	<p>日程第 15 議案第 39 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」を議題にします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p>
議 長	<p>説明が終わりました。 これから議案第 39 号について、質疑を行います。 質疑はありませんか。</p> <p>< 質疑なしの声を確認 ></p>
議 長	<p>質疑なしと認めます。 これより、議案第 39 号を採決します。</p> <p>お諮りします、議案第 39 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案のとおり承認することにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第 39 号「農地利用最適化推進委員の委嘱について」は、原案のとおり承認いたしました。</p>

議 長	<p>続いて、本日配布いたしました議案書（その2）の議案について、農政改革特別委員会から「農地等の利用の最適化の推進に関する指針（案）」が提出されましたのでこの審議と、登米市長から「登米市男女共同参画審議会委員」の推薦について依頼がありましたのでこの選任について、これを議事日程に追加したいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p> <p>異議なしと認めます。 よって、議案第40号、議案第41号を日程に追加します。</p>
議 長	<p>追加日程第1 議案第40号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」を議題にします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p> <p>< 事務局説明 ></p> <p>なお詳細については、農政改革特別委員会の三塚委員長から、ご説明願います。</p> <p>< 三塚委員長説明 ></p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから議案第40号について、質疑を行います。 質疑はありませんか。 8番 阿部 静男 委員</p>
8番委員	<p>議案書の2ページですが、ここに遊休農地の解消目標の表で、遊休農地面積が現状で77ヘクタールとなっていますが、議案第38号の非農地通知判断において、20ヘクタールほど農地が減溜こととなりますが、3年後の目標32ヘクタールとはどのように関連するのか。</p>
議 長	<p>事務局答弁願います。</p>
事務局	<p>遊休農地の面積ですが、先ほどの議案第38号に係る農地については、6判定による非農地判定となりますので、この77ヘクタールには含まれておりません。 また、今後の目標設定ですが、現状77ヘクタールということで、毎年15ヘクタールの解消を目標としております。</p>
議 長	<p>8番委員。</p>

8 番委員	議案第 38 号で 20 ヘクタール落としましたが、これはどのように反映されるのか。3 年間で 32 ヘクタールということだが。
議 長	事務局。
事務局	<p>先ほどの非農地判断については、6 判定ということで山林原野化したものを判断しましたが、ここでいう遊休農地については、5 判定で再生可能な遊休農地を記載しております。</p> <p>6 判定については、これより大きな数字となっており、非農地判断により減っていくものとなります。</p>
議 長	8 番委員
8 番委員	5 判定から 6 判定へは移行しないということか。
議 長	事務局
事務局	<p>基本的な指針として、毎年 20% ずつ減らしていく方向性となっている。非農地判断を行っているのは、おおむね 20 年以上耕作されていないような再生不能な農地について非農地判断を行っている。</p> <p>これに記載している遊休農地については、再生可能な農地、つまり 5 判定が昨年度の集計結果で 77 ヘクタールとなっており、これを 5 年間で解消するという考え方です。さきほど非農地判断を行った 20 ヘクタールについては、再生が困難な農地ということで、直接は関係がないこととなります。</p> <p>ただ、5 判定について放置されたままですと、6 判定に移行していくこととなります。</p>
議 長	<p>ほかに質疑はありませんか。</p> <p>質疑なしと認めます。</p> <p>これより、議案第 40 号を採決します。</p> <p>お諮りします、議案第 40 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声を確認 ></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第 40 号「農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」は、原案のとおり決定いたしました。</p>

議 長	<p>加日程第2 議案第41号「登米市男女共同参画審議会委員の選任について」を議題にします。</p> <p>事務局から説明を求めます。</p>
事務局	<p>< 事務局説明 ></p>
議 長	<p>説明が終わりました。</p> <p>これから選任の方法をどのようにすべきかお諮りします。 選任方法についてご意見ありませんか。</p> <p>< 議長指名の声あり ></p>
議 長	<p>ただいま、議長の指名推薦の声がありましたが、議長の指名推薦についてご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声あり ></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、選任の方法については、議長の指名推薦とすることに決定いたしました。 暫時休憩いたします。</p> <p>< 休 憩 ></p>
議 長	<p>再開いたします。 お諮りします、議案第41号「登米市男女共同参画審議会委員の選任について」は、議長の指名により 佐々木 まき子 委員を選任したいと思います。 これにご異議ありませんか。</p> <p>< 異議なしの声あり ></p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、議案第41号「登米市男女共同参画審議会委員の選任について」は、佐々木 まき子 委員 を選任することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>これで、本日の日程は、すべて終了しました。 会議を閉じます。平成29年度第5回登米市農業委員会総会を閉会します。 長時間にわたり、慎重審議いただきましてありがとうございました。</p>

	(午後 2 時 20 分 閉会)
--	------------------

上記のとおり、相違ないことを証明する。

平成 29 年 8 月 25 日

議 長(会長) 高 橋 清 範

議事録署名人 3 番 田 島 幹 雄

議事録署名人 4 番 豊 澤 啓 司